

社会福祉法人梓の郷 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：育休中の職員が職場へ復帰しやすい環境づくり・働く職員の為の福利厚生の一環として、事業所内保育所の設置。(平成 30 年 5 月 1 日開設)

<対策>

- 平成 30 年 2 月～ 育児休暇中の職員に対して、事業所内保育所開設の案内実施。
- 平成 30 年 3 月～ 事業所内保育所に関する説明会の周知、入園に関する個別相談の実施。

目標 2：育休明けの職員に対して柔軟な人事配置を行ない、育休明けのお母さん介護士が働きやすい職場環境を整えます。(平成 30 年 4 月より「エイトチーム」を構成。

<対策>

- 平成 30 年 4 月～ 産休前の職員には面談を行い、育休後の復帰ビジョンを共に考え支援するための機会を設ける。
- 平成 30 年 8 月～ 年 2 回の産業カウンセラーによる「個別面談」を実施し、心身ともに不調に悩まされないため、働きやすい職場環境を整えるための、意見交換会実施。

目標 3：家庭事情による離職を最小限に抑えるための対策を実施。

<対策>

- 平成 30 年 8 月～ 年 2 回の産業カウンセラーによる「個別面談」を実施し、その際、家庭事情等の相談も含めた意見交換会実施。
- 平成 30 年 8 月～ 職員の家庭事情に応じて（本人からの申し出があった場合）、上長及び人事担当者が連携し職員の配置転換や契約内容の見直し等の検討の実施。

目標 4：家庭事情による離職を最小限に抑えるための対策を実施。

<対策>

- 平成 30 年 8 月～ 年 2 回の産業カウンセラーによる「個別面談」を実施し、その際、家庭事情等の相談も含めた意見交換会実施。
- 平成 30 年 8 月～ 職員の家庭事情に応じて（本人からの申し出があった場合）、上長及び人事担当者が連携し職員の配置転換や契約内容の見直し等の検討の実施。